

行橋市立今元小学校

いじめ防止基本方針

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに「福岡県いじめ防止基本方針」〈平成30年2月16日改訂〉などを踏まえ、～いじめ しない させない みのがさない～の基本スタンスを全職員で共通理解し、本基本方針に則しいじめを生まない学校づくりを目指す。

【 も く じ 】

I	いじめ問題に対する基本的な考え方	1
II	いじめを生まない教育活動の取組	2
III	いじめ問題に取り組む学校の組織的指導体制	4
IV	いじめの早期発見の取組	6
V	いじめの対処への取組	7
VI	重大事態への対処	9
VII	ネット上のいじめの対応	12
VIII	保護者・地域への働きかけ	13
IX	取組状況の評価	14

I いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめに対する基本姿勢として、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつことが重要であり、いじめが発見された時は、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念をもち対応に当たることが重要である。

学校におけるいじめ問題への対応の第一の視点は「いじめを生まない教育活動の推進」である。学校では「命の教育の推進」、「人間関係・集団づくりの推進」、「体験活動の推進」、「基本的生活習慣の定着と規範意識の育成」の4つの観点から、いじめを生まない教育活動を推進することが重要である。

第二の視点は、「早期発見・早期対応の取組」であり、いじめの報告体制やいじめの早期発見・早期対応の取組の見直しに取り組むことが大切である。

第三の視点は「学校の組織的指導体制の整備」である。具体的には、教育相談体制を含めた組織的な指導体制の整備、いじめ問題に関する教職員の対応能力を高めるための職員研修等を充実させることが重要である。

第四の視点は、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であるため、家庭や地域社会と連携して解決を図る姿勢を大切にし、日ごろから連携の絆を深めることが重要である。

第五の視点では、近年変化するいじめの形に対応できるよう職員のいじめに対しての校内研修を計画実施していく。

いじめとは

《「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

心理的な影響	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
物理的な影響	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

- いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

また、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

Ⅱ いじめを生まない教育活動の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施することが大切である。

特に本校においては、「コミュニケーション科」「郷土科」の取組と関連づけ、人権教育・道徳教育・心の教育の推進、人間関係をつくる教育活動の推進等、既存の取組を継続する。

1 道徳科の充実について

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳科の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。特に、生命尊重を基盤としながら、誕生（誕生日）に関わる話や、老いや病気に関わる話などの家族愛を内容項目とした道徳の時間を構成することが大切である。以上のことから児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合えることができるようにする。本校では内容項目【B-7】親切、思いやり【B-10】友情、信頼【C-13】公正、公平、社会正義の3項目に特に重点を置くこととする。

2 積極的生徒指導の推進について

教員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係を醸成するために、児童生徒の発達段階に即した人間関係づくりのトレーニング(エンカウンター、SST、ピアサポート等)の充実に努めるとともに、受容的・共感的理解に立った学級経営や望ましい集団活動を通して学級集団づくりに努めることが大切である。

また、生徒指導の視点を取り入れた授業、体験的な活動を取り入れた授業等により、一人一人のよさや可能性を生かすようにするとともに、集団宿泊的な行事や奉仕的活動等の体験的な活動を通じて、児童生徒一人一人の存在感や連帯感を育てる等の、教員と児童生徒、児童生徒相互の豊かな人間関係づくりに努めることが重要である。

【実践例】人間関係づくりのトレーニングでエンカウンターを取り入れる。
 ○学級開き及び4月の学年の活動の際にピアサポート活動を取り入れる。
 ○運動会などの先生体験などの学校の行事と関連づけてSSTを取り入れる。
 ○幼稚園の先生体験などの学校の行事と関連づけてSSTを取り入れる。

【年間指導計画】

月	未然防止	早期発見・対応	職員会議等
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">校長講話</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学級開き(人間関係づくり)〔全学年〕</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">いじめアンケート</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いじめの共通理解 (手引きの活用)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ問題対策委員会 ・指導方針・計画等</div>
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運動会(人間関係づくり)〔全学年〕</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">いじめアンケート</div>	
6		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いじめアンケート【無記名】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">教育相談週間</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Q-Uテスト</div>	
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">幼稚園先生体験</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">いじめアンケート</div>	
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">平和学習〔全学年〕</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">Q-Uテスト研修会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いじめの校内研修会 (SC等の活用)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ問題対策委員会 ・1学期の評価 ・2・3学期の取組</div>
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">校長講話</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">いじめアンケート</div>	
10	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">修学旅行(人間関係づくり)〔6学年〕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全校縄跳び集会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いじめアンケート【無記名】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">教育相談週間</div>	
11	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100%;">人権学習・保護者と学ぶ規範意識育成事業</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いじめアンケート</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">Q-Uテスト</div>	

1 2	人権集会〔全学年〕	いじめアンケート	
1	校長講話	いじめアンケート	
2	6年生を送る会	いじめアンケート【無記名】 教育相談週間	
3	校長講話	いじめアンケート	いじめ問題対策委員会 ・本年度のまとめ

※ 生活指導部会・いじめアンケート検証会議については原則として毎月第一木曜日に開催するものとする。また、この際必要に応じ、SC・SSW・スクールサポーターの参加を要請する。

Ⅲ いじめ問題に取り組む学校の組織的指導体制

いじめ問題への取組については、校長のリーダーシップのもと、学校全体での組織的、継続的な取組を行うことが必要である。また、いじめの早期発見・早期対応においては、児童生徒が発する悩みや不安のサインに気づき、対応する取組を、学校のシステムとして構築し、教職員全体で共通理解を図ることが必要である。また、組織的に機能しているかについて、定期的な点検・評価を行い、児童の状況に応じた取組を展開することが大切である。

1 校内いじめ・不登校検討委員会の設置について

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、学年主任（生徒指導担当）、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 役割

- 学校基本方針に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの早期発見に向けた「総点検」の定期的な実施と把握
- 全児童を対象とした教育相談週間の学期に1回程度の実施と結果の把握
- 月1回のいじめアンケートの実施と結果の把握
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

(3) 開催

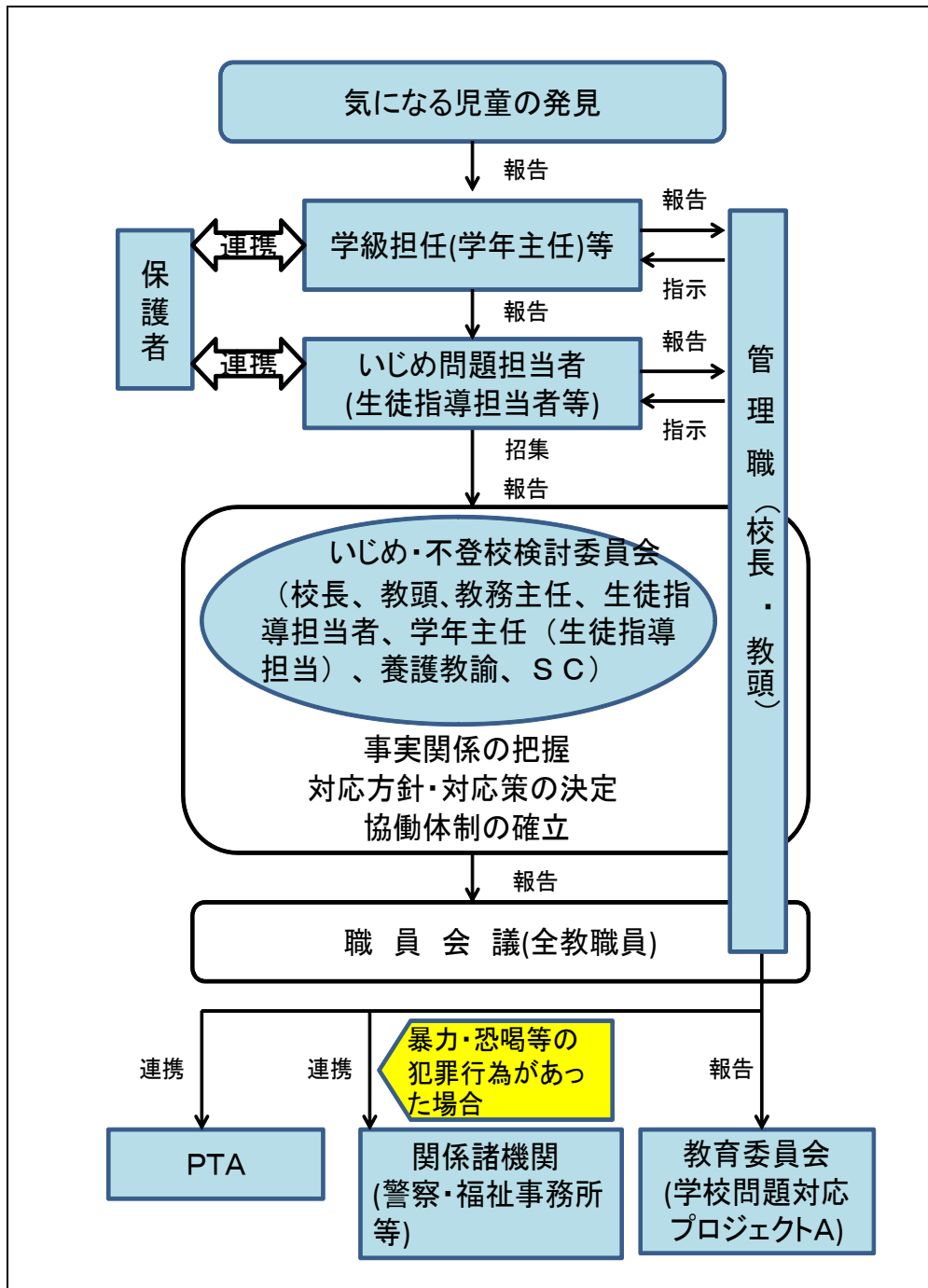
月1回、いじめアンケート実施後、生徒指導部・いじめアンケート検証会議を行い、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。（毎月第1週の木曜日の生徒指導部会の定例化）また、生徒指導部会でいじめに対する情報を抱え込み、報告を行わないことは法の規定に違反し得ることを全職員に周知する。

2 報告体制について

いじめの対応で一番大切なことは、迅速な対応である。そこで、報告については、いじ

めではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ・不登校検討委員会が中心となって、いじめられた児童の支援等を迅速かつ適切に行うことが大切である。また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図ることが大切である。

【いじめの報告体制】



Ⅳ いじめの早期発見の取組

いじめは外から見えにくい形で行われることが多く、見ようとして見なければ兆候を見過ごしてしまう危険性が高いことから、学級担任を中心に全教職員が自覚と責任をもって、児童が発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努めることが大切である。したがって、日ごろから学校全体で児童生徒の生活状況のきめ細かな把握に努めることが大切である。

さらに、教職員相互における緊密な情報交換により共通理解を図るとともに、校長を中心とした学校体制の中で一致団結して取り組むこと等が必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも発せられる。また、短期間、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要である。

1 教師の視点からの早期発見の取組について

年度当初に職員会議等で「いじめの早期発見・早期対応の手引」（H19年3月 福岡県教育委員会作成）を活用し、全職員の共通理解を図り、いじめの早期発見や未然防止に努めることが大切である。

そして、同手引に掲載した「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」等をもとに、学校全体で総点検を行い、学級担任が気になる児童生徒を抽出し、指導方針等の共通理解を図っていくことが重要である。

2 児童の視点からの早期発見の取組について

いじめの早期発見のためには、いじめはどの学級でもどの子にも起こりうることを前提として、児童からのサインを把握することを目的としたアンケート調査を実施したり、面談を行ったりすることが必要である。

(1) アンケートの実施

いじめのサインを早期発見するために、「いじめに特化したアンケート」又は「学校生活アンケート」を月1回実施することが重要である。また、6月、10月、2月は無記名によるアンケートを実施する。

(2) 面談等の実施

「学校生活アンケート」等で気になる児童生徒を把握するとともに、校内相談週間を学期1回程度（6月、10月、2月）設定して面談等を行うことで児童の悩みを受容的・共感的に理解し、心のケアに努めることが大切である。

(3) 相談ポストの設置

アンケート調査等では、周囲の目が気になって真実を書けない児童の悩みにこたえるために、相談ポストを**図書室横**に設置する。養護教諭が、一日1回は、ポストの確認をするとともに、相談内容に迅速かつ適切に対応することが大切である。

(4) スクールカウンセラー等の専門家を活用した校内研修等の実施

教育相談担当者は、スクールカウンセラー等の専門家と積極的に連携を図りながら、児童生徒理解や対応の在り方やカウンセリング技能向上のための校内研修等を年3回程度実施することが重要である。

V いじめの対処への取組

1 緊急・短期対応について

いじめの兆候を発見した場合、いじめられている児童生徒の立場に立って心情を理解するとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を迅速かつ正確に行うことが重要である。そして、いじめられている児童を最後まで守り通す姿勢を持ちながら、いじめを絶対に許さず、その解消に全力を挙げ、いじめが完全になくなるまで注意深く継続して徹底的に指導していくことが必要である。

また、いじめた児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように一定の教育的配慮のもと、いじめの非人間性に気づかせ、他人の痛みを理解できるよう教育的な指導が必要である。

【緊急・短期対応の流れ】

いじめ情報のキャッチ

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から、5W1H（「誰が誰をいじめているのか？」「いつ、どこで起こったのか？」「どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？」「いじめのきっかけは何か？」「いつ頃から、どのくらい続いているのか？」）に基づき、冷静かつ客観的に事実と経過を聴き取り、記録する。
- 個別に聴き取りを行う。家庭訪問、教育相談等は、担任及び管理職の複数で行う。
- 関係教職員と情報を共有し、複数の教員で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握する

指導体制、方針決定
(いじめ・不登校検討委員会)

- 集められた情報を整理・分析し、記録する。
- 具体的な対応策（どのような方針で・いつまでに・誰が・何を・どのような方法で）を協議する。
- 対応策を決定する際は、その対策を実施した場合のリスクと実施しなかった場合のリスクを比較し、検討する。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応に専門的な知識等が必要な場合は、関係機関や教育委員会との連携を図る。

児童への指導・支援

【被害者への指導・支援】

- 「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて心のケアを図る。
- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 必要に応じて、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室等）を行う。
- 保護者には、直接会って、事実関係と今後の対応を正確に伝える。保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得る。

【加害者への指導・支援】

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、児童の背景にも目を向けて指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- いじめの全容が判明した場合、加害児童に対して自分の行為の過ちをきちんと納得させる。その後、加害児童から被害児童に対して、誠意のある謝罪・反省をさせる。
- 保護者には、直接会って、正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

2 長期対応について

- (1) いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことが大切である。
- (2) 教育相談、日記帳などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めることが大切である。
- (3) いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させることが大切である。
- (4) いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたることが大切である。
- (5) 周りの児童たちに対して以下の取組を行うことが大切である。
 - 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に

- 示す。
- はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
 - 道徳の時間の指導や学級活動等を通して、違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくる。(P 4 参照)

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味について

「いじめ防止対策推進法」

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - (例)・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

2 重大事態への対処として実施すべき事項について

(1) 調査について

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者に事態発生について報告する。
- ① 調査の際に、調査を行うための組織は、「いじめ・不登校検討委員会」を母体として、

当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（弁護士や精神科医、学識経験者、SC、SSW等）を加えるなどの方法により組織する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが重要である。

④ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

⑤ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行うことが大切である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

⑥ 入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

【自殺の背景調査における留意事項】

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが肝要である。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○ 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。

○ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響

についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。

- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

(2) 調査結果の報告について

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する必要がある。

この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うものとする。これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供することが大切である。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことは行わないようにする必要がある。

(3) 関係機関との連携について

- ① いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- ② 「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為をはじめとする悪質なものについては、児童相談所や警察と連携しながら、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応について市町村教育委員会と協議する必要がある。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。
- ③ 学校だけでは対応が困難な事案に対して、行橋市支援チーム(学校問題対応プロジェクトA)や県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努めることが重要である。

Ⅶ ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の利用禁止の意図、また児童達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

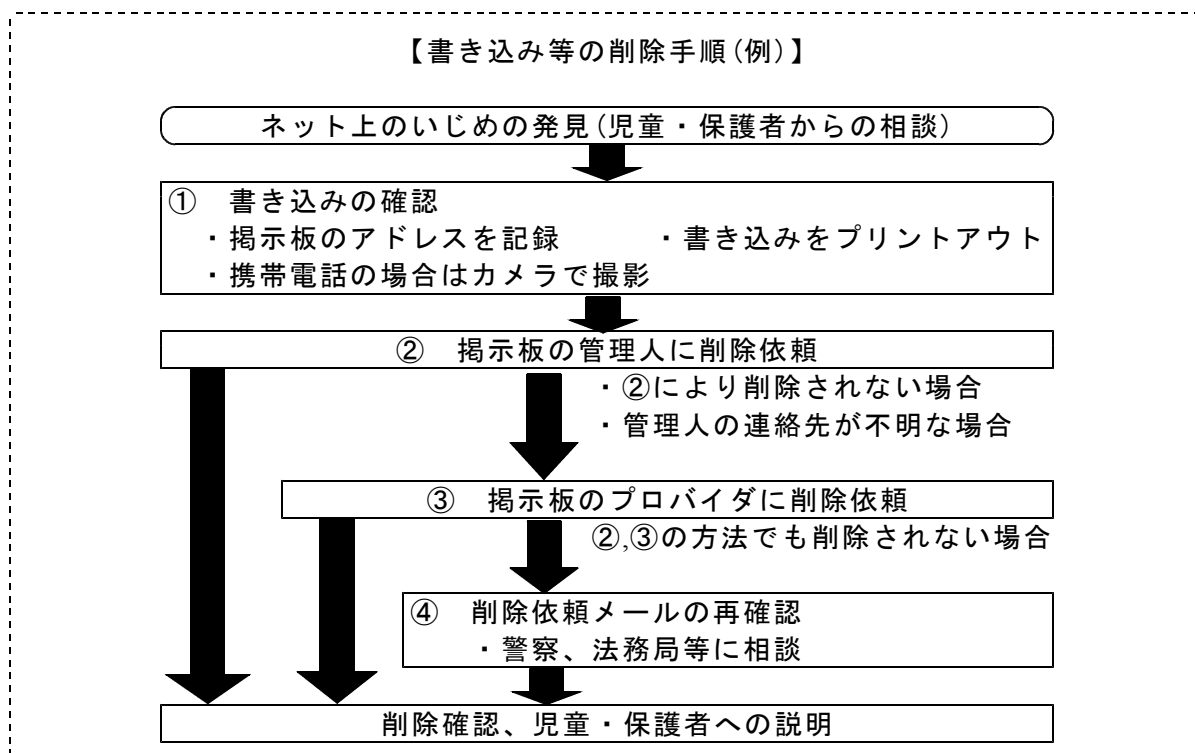
1 未然防止の取組について

情報モラル教育については、情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、情報には自他の権利があること、情報には誤ったものや危険なものがあること、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。そして、情報の収集や判断、処理、発信などの情報活用能力の育成の中で情報モラルについて学習させることが重要である。

情報モラルの指導には、様々な内容が含まれており、それぞれを一通り説明するだけでは、態度として定着させることは難しいと考えられる。そこで、講演会の開催と共に、学級活動の中での説話や総合的な学習の時間、各教科、道徳などの時間など学習活動の様々な場面での適時、継続的な指導が必要である。

2 早期対応の取組について

書き込み等の被害が発生した場合は、被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。



Ⅷ 保護者・地域への働きかけ

いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図る姿勢が重要である。学校においては、信頼される学校づくりの観点に立ち、日ごろからいじめ問題に関する取組等の情報を十分に提供し、保護者等の理解・協力を求めるとともに、保護者および地域の人々への啓発を行うことが重要である。

1 学校の考え方・取組についての説明・公開・発信

学校としてのいじめ問題への対応についての考え方と具体的取組について児童の変容等を説明・公開・発信し、保護者や地域住民の学校への信頼を高めることが大切である。

〔具体的取組〕

- P T A 行事や学校・学年通信等を活用した学校の取組や状況の説明
- 学習参観日等を活用した、道徳の時間や特別活動での命の教育の授業公開
- 学校評価としての児童の状況や保護者、地域住民の意見分析と指導の改善
- 「いじめの早期発見・早期対応の手引」の家庭用チェックリストや、いじめ問題に関する家庭用リーフレット等を活用した情報提供及び「子どもを見守る週間」の設定
- “新”家庭教育宣言運動（早寝・早起き・朝ごはん運動）等の展開
- P T A や青少年育成市民会議等との連携を図る

2 「いじめ防止研修」の機会や内容の充実

いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修の機会を作り、専門家による講義等を取り入れながら、家庭における親としての意識を高めることが大切である。特にネット上のいじめについては、学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、インターネットを通じて行われるいじめへの理解に関する研修を充実させていく必要がある。

〔具体的取組〕

- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の開催（ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止）

Ⅸ 取組状況の評価

いじめ問題への学校総体や教員一人一人の取組の効果を確認するとともに、より一層充実した取組へと改善を図るため、いじめ防止に関する内容を学校評価・教員評価に位置づけ、工夫・改善する必要がある。また、学校評価・教員評価については、学校や教員一人一人のいじめ問題への意識の向上及び保護者や地域の学校教育への信頼性を高めるためにも適切な評価が行われるよう留意する必要がある。

【いじめ問題の取組に関する評価表(例)】

A:十分できている B:ほとんどできている C:やや不十分である D:できていない

	点 検 項 目	評 価
1	報告体制	
①	職員会議等でのいじめ問題に関する指導方針等の確認	
②	いじめ問題に関する確実な報告・連絡体制の整備	
2	早期発見・早期対応	
③	月1回「いじめに関するアンケート」の実施	
④	職員会議等での気になる児童の情報交換	
⑤	年3回程度、全児童を対象とした教育相談の実施	
⑥	相談ポストの児童への周知と定期的な確認	
3	未然防止	
⑦	豊かな人間関係づくりの実施	
⑧	規範意識向上の取組	
4	校内体制の整備	
⑨	月1回「校内いじめ問題対策委員会」の実施	
⑩	いじめ問題に関する取組の評価の定期的な点検	
5	教員研修	
⑪	年度当初、手引を活用した研修会の実施	
⑫	夏季休業期間等に、S C等の専門家による研修会の実施	
6	学校・家庭・地域連携	
⑬	家庭用リーフレット(チェックリスト)の配布	
⑭	保護者対象のいじめ問題に関する研修会の実施	